



# 暴追とちぎ

第45号

平成24年1月



## 新企画 栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー

新年のごあいさつ……………	1	暴力団の現況と取締状況……………	8
暴力追放県民センターの活動状況……………	3	不当要求等の実態調査結果……………	9
暴力追放功労団体・功労者表彰受賞者紹介…	5	栃木県暴力団排除条例の概要……………	10
民事介入暴力対策委員会との連携状況……………	7		

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028(627)2995



## 新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功

新年あけましておめでとうございます。

県民の皆様には、健やかに希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から当センターの事業や運営に格別のご理解とご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、県内の各地域、職域において、様々な暴力団排除運動が実践されていることに対し心から敬意を表する次第であります。

当センターは、平成3年に設立以来20年が経過いたしました。これまでの暴力団のいない明るく安全で安心な街づくりに向けた活動が評価され、一昨年より公益財団法人として新たな歩みを始めました。長期に亘る県民の皆様のご支援や、県警察、県弁護士会民事介入暴力対策委員会のご指導をはじめ、関係機関団体のご協力の賜と感謝しているところであります。

さて昨年は、暴力団排除条例が全国で施行されました。県内の市町でも同様の条例が制定されつつあります。全国的に暴力団排除運動のうねりが高まり、暴力団関連の事件や排除事例がマスコミでも大きく取り上げられました。津々浦々で国民、地域住民の暴排気運が、かつてなく高まっています。

このような中、暴力団は生き残りをかけて資金獲得活動を巧妙化し、県民の経済活動や市民生活にまでその触手を伸ばそうとしています。さらには、警察による強力な取り締まりを逃れようとして、組織や構成員の存在を不透明化させています。

暴排条例によって県民の暴排気運が高まり、運用が定着化しつつある今、今年が、社会から暴力団を追放し、根絶する、絶好の機会であります。

地域住民が手を携えて、「暴力団を利用しない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を恐れない」、「社会対暴力団」を合い言葉に、暴力団排除運動を展開しましょう。

当センターでも、この正念場の時期に、これまで以上に警察や弁護士会等との連携を強化し、より充実した効果的な暴力団排除事業を強力に展開するとともに、不当要求等の被害にあわれた方々の駆け込み寺としての機能を強化していく所存であります。

今後とも皆様方のお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。



ごあいさつ

公益財団法人  
栃木県暴力追放県民センター  
専務理事 小室 正 敏



あけましておめでとうございます。

皆様方には、平素から暴力団追放活動や当センターの事業、運営に深いご理解とご協力を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は、栃木県暴力団排除条例が施行され、当センターも設立後20年が経過し、公益財団法人に移行して最初の年度でもあり、暴排運動やセンターにとって大きな節目の年でした。

このような時期に、昨年5月から専務理事としてセンターの運営をお預かりしましたが、この半年余は、暴力団排除に向けた皆さんの熱い思いを肌で感じた期間でもありました。

警察の取り締まりを中核として、弁護士会や暴排関係団体をはじめ、関係する方々の「暴力団を排除、追放するんだ」という熱意、暴力団のいない安全で安心な街づくりに向けた情熱をひしひしと感じました。

県民の皆様の思いを実現すべく、前任者をはじめ先輩諸氏が積み重ねた業績をふまえて、事業内容を更に充実発展させるべく、全力を傾注する決意を新たにしております。

今年は辰年です。龍が天に昇るように暴排運動の気運を高め、効果的な事業・活動を展開して参りたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

### 暴力追放県民センター職員

今年も宜しく  
お願いいたし  
ます。



上段左から 大西総務主任、吉原相談員、山下社会復帰アドバイザー、舟本被害回復アドバイザー  
下段左から 増淵事務局長、菊池理事長、小室専務理事、吉田経理主任

# 暴力追放県民センターの活動状況

## 理事会・評議員会の開催状況

### 平成23年度第1回理事会

**5月10日** 平成23年度第1回理事会を開催し、平成22年度の事業報告及び収支決算報告等の議案5件、理事長及び専務理事の活動状況についての報告案件1件を議決、承認しました。



### 平成23年度第1回評議員会

**5月25日** 平成23年度評議員会を開催し、定款の一部変更等の議案3件、センター副会長・顧問の委嘱同意についての報告案件1件を議決、承認しました。



### 平成23年度第2回理事会

**10月14日** 平成23年度第2回理事会を開催し、理事長及び専務理事の活動状況等の報告案件5件を承認しました。



## 暴力団員による犯罪被害者に対する救済事業

### 暴力相談活動

平成23年1月1日から12月31日までの暴力相談受理状況は次のとおりです。

●相談受理件数  
486件前年比+22件

●受理の態様

区分	件数	前年比
面接相談	232件	-17件
電話相談	245件	+39件
文書による相談	9件	+5件
引継による相談	0件	-5件

### 被害者救済・訴訟支援活動

県北で発生した暴力団組員による傷害事件（入院加療1ヶ月）の被害者に対し、見舞金を支給しました。

## 暴力団員の排除を行う組織への支援事業

### 組織活動の支援活動



**10月7日** 小山市中央町地内「小山市文化センター」において、小山・野木地区暴力追放大会が開催され、組織支援金を交付して後援しました。



**11月24日** 下野市下古山地内「グリムの館」において、下野管内建設業暴力追放・交通安全町民大会が開催され、組織支援金を交付して後援しました。

### 不当要求防止責任者講習活動

公安委員会からの委託事業として年間23回の不当要求防止責任者講習を開催しています。12月末までに18回を開催し、企業・団体職員や公務員1,379人が受講しました。



## 少年及び離脱希望者の支援事業

### 少年に対する暴力団の影響を排除する活動

**9月16日** 少年指導委員研修会を開催し、88名の県内の少年指導委員が参加しました。



### 暴力団離脱者支援活動

暴力団離脱者の就労先確保のため、暴力団離脱者社会復帰対策協議会を設置し活動を行っています。7月15日、暴力団相談委員と社会復帰協議会会員等の合同研修会を開催しました。



# 暴力追放県民センターの活動状況

## 不当要求を防止するための啓発及び暴力団排除対策の調査研究

### 広報啓発事業

- ・ 暴追ポスター・カレンダーを作成配布
- ・ 路線バス車内に暴排ステッカーを貼付
- ・ JR宇都宮駅ペDESTリアンデッキに暴力団追放横断幕掲示
- ・ 下野新聞に当センターの事業を広告掲載
- ・ 広報誌・相談事例集、暴力団撃退マニュアル等の配布
- ・ 二荒山前交差点大型ビジョンによる広報



### 暴力団追放栃木県民大会の開催

**10月31日** 宇都宮市明保野地内「宇都宮市文化会館」において、約500名の参加を得て栃木県警察本部と共催により暴力団追放栃木県民大会を開催しました。



## 暴力追放功労団体・功労者表彰

### ◎警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

11月29日に開催された平成23年度全国暴力追放運動中央大会において、本県では、次の方が暴力追放栄誉銀賞等を受賞しました。

#### ●暴力追放栄誉銀賞

木村 博貴 様 (栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長)



木村様

#### ●暴力追放栄誉銅賞

野澤 守 様 (前栃木県暴力追放県民センター暴力監視員)



野澤様

#### ●暴力追放功労団体

栃木県建設業暴力追放推進協議会安蘇支部 様



黒田様

#### ●暴力追放功労職員

黒田 功 様 (元栃木県暴力追放県民センター専務理事)

## 関東管区警察局長表彰

**7月26日** 関東管区警察局長から当センターの  
理事長 菊池 功  
が暴力追放推進団体功労者として感謝状を受賞しました。



## 関東管区警察局長・関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

**9月28日**に開催された、第15回関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、本県では、次の方が暴力追放功労団体・功労者表彰を受賞しました。

暴力追放功労団体

栃木県 生命保険協会様

暴力追放功労者

栃木県暴力追放県民センター評議委員会会長

菊池 茂 様



表彰伝達状況

## 栃木県警察本部長・栃木県暴力追放県民センター会長連名表彰暴力団排除活動功労表彰

**10月31日**に開催した暴力団追放栃木県民大会において、暴力団排除功労のあった、次の方を暴力団排除功労者・団体として表彰しました。

暴力団排除功労者

- ・河野 廣實 様（栃木県建設業協会専務理事）
- ・田名部哲史 様（栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会前副委員長）
- ・上田 雅皓 様（前栃木県暴力追放県民センター専務理事）
- ・黒崎 昭世 様（栃木県暴力追放県民センター暴力監視員）

暴力団排除功労団体

- ・社団法人栃木県舗装協会暴力対策連絡会 様
- ・宇都宮ホテル旅館協同組合暴力追放連絡協議会 様
- ・宇都宮東警察署管内飲食業暴力追放連絡協議会 様



# 民事介入暴力対策委員会との連携状況

民事介入暴力事案に対しては、警察、県弁護士会及び当センターの三者による事案処理チームを編成して事案処理にあたることとして、締結書を取り交わしています。

このほかに、毎月第3水曜日を「弁護士相談日」に設定して、県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士とセンター相談委員が連携して相談を受理しています。

## 民事介入暴力一日相談所

**10月12日** 栃木市民会館において、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、栃木県警察本部組織犯罪対策第一課員、暴追センター相談委員による一日相談所を開設し、民事介入暴力相談に応じました。



## 民事介入暴力対策協議会研修会の開催

**11月18日** 各警察署暴力団担当者及び民事介入暴力対策委員会所属の弁護士による研修会を開催しました。



## 栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー

### 民暴委員会について

#### 栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長 弁護士 木村博貴

みなさま、はじめまして。栃木県弁護士会の民暴委員会の委員長をつとめております、弁護士の木村博貴と申します。

今回、暴追センター様から、本誌への投稿の機会をいただき、誠にありがとうございます。今後も、当委員会委員において、民暴案件に関する研究内容等を投稿させていただければと考えております。

当委員会は、現在、40名近くにわたる弁護士が委員として所属しており、その多くがやる気と体力あふれる若手弁護士です。当委員会では、①研修部会、②法令等研究部会、③事案対応部会の3つの部会を設け、民暴案件に関する研鑽を積んでおります。

現在、各都道府県で暴力団排除条例が制定されるなど、社会的に暴力団排除の機運が高まっております。当委員会では、暴力団排除に関し、十分な法的支援をさせていただきたいと考えております。今後とも、よろしく願い申し上げます。

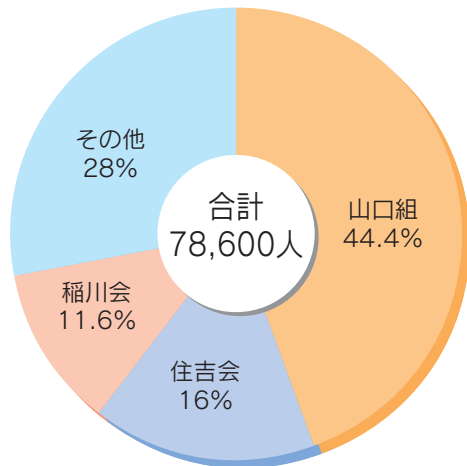


# 暴力団の現況

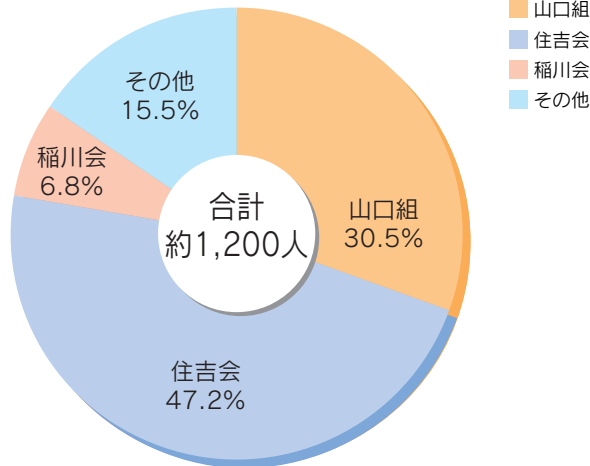
暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強め、山口組による一極集中が顕著です。昨年10月には、全国の都道府県において暴力団排除条例が施行され、県民の暴力団排除気運が高まっています。

## ●組織別勢力

全国



県内



組織名	山口組	住吉会	稲川会	その他	合計
構成員	17,300	5,900	4,500	8,400	36,000
準構成員	17,600	6,700	4,600	13,600	42,600
合計	34,900	12,600	9,100	22,000	78,600

平成23年12月末現在

県内には約60組織があります。  
(平成23年12月末現在)

## 暴力団の検挙状況

栃木県警察では、平成23年中、暴力団員334人を検挙しています。

適用罪種別では、覚せい剤取締法違反、窃盗罪、傷害罪や暴行罪などの粗暴犯罪などでした。

## 暴力団対策法による中止命令等の発出状況

(1)全国で平成23年11月末までに発出された中止命令等は2,119件に達しています。

(2)栃木県内では、平成23年12月末までに18件の中止命令等を発出しています。

中止命令等の内訳は、みかじめ料要求2件、加入強要6件、不当贈与要求3件などでした。組織別では、住吉会系9件、山口組系6件、極東会系2件、稲川会系1件でした。

### 主な中止命令事案

#### 1 みかじめ料要求

指定暴力団員2名は、飲食店に対し、広告紙を見せて「店の名前を載せてもらえるか」と申し向け、広告掲載名目のみかじめ料を要求した。

#### 2 加入強要

指定暴力団員2名は、Aさんに小山市内の暴力団組事務所で暴行を加えながら暴力団への加入を強要した。

#### 3 不当贈与要求

指定暴力団員は、Aさんに対し電話で「組長の家の屋根を塗りに行ったとき、幾らとは言わないが包んでいけ」等と申し向け不当に金を要求した。

#### 4 賞揚等禁止命令

指定暴力団員は、対立抗争事件で服役中の組員に対して暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労するおそれがあるため、賞揚等禁止命令を発出した。

# 不当要求等の実態調査結果

栃木県公安委員会から委託を受けて「不当要求防止責任者講習」を実施しています。  
受講者に対し不当要求の実態についてアンケートを行いました。

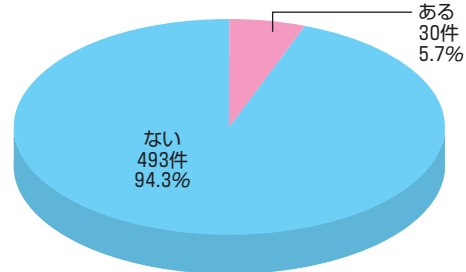
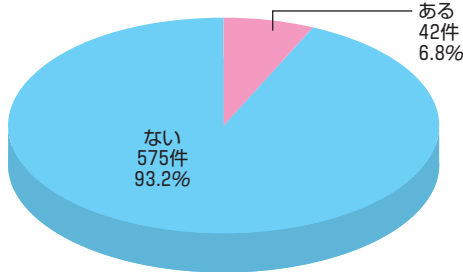
## 1 過去3年以内に不当要求を受けたことがある

●企業対象

合計：617件

●行政対象

合計：523件



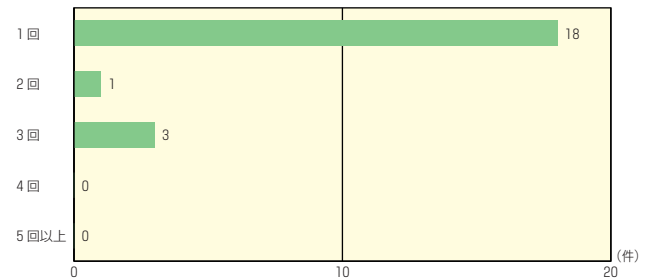
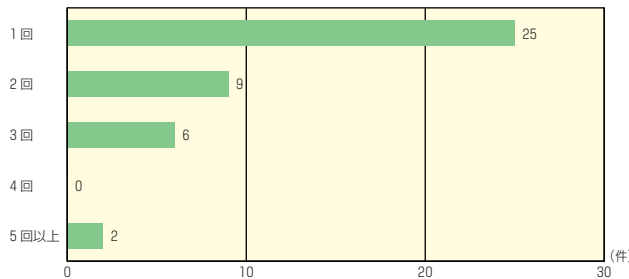
## 2 不当要求を受けた回数

●企業対象

合計：42件

●行政対象

合計：22件



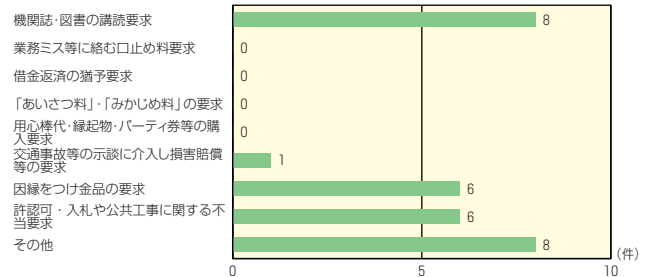
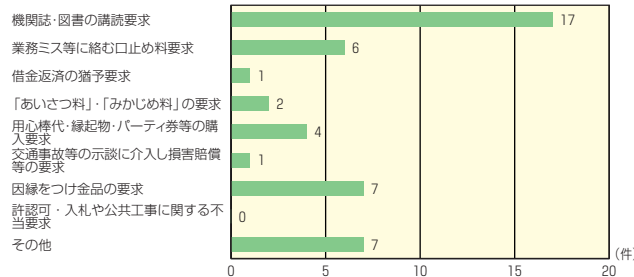
## 3 不当要求の理由

●企業対象

合計：45件

●行政対象

合計：29件



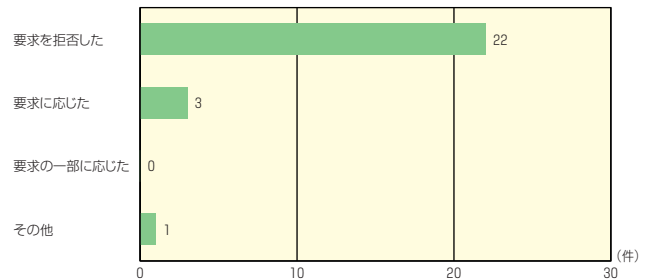
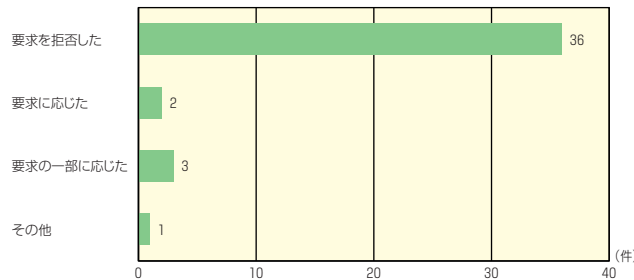
## 4 不当要求にどう対応したか

●企業対象

合計：42件

●行政対象

合計：26件



※要求に応じた理由は

- ・会社や自分にミスがあり仕方がないと思った
- ・嫌がらせ等の後難を恐れた
- ・以前から付き合いがあり断れなかった

などでした。

# 栃木県暴力団排除条例の概要

## 基本理念

すべての県民が、暴力団の活動が社会の様々な分野における活動に不当な影響を及ぼすものであることを深く認識し、暴力団を利用しないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を恐れないことを基本とし、社会から暴力団の不当な影響を排除しようとするものである。

## 暴排条例の骨子

- 暴力団の排除に関する県の基本的施策
- 青少年の健全な育成を図るための措置
- 暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等
- 不動産の譲渡等をしようとする者・不動産譲渡代理者等の責務
- 特定事業者・公共工事等を施工する事業者の責務

## ★県内市町の条例制定状況

施行日	市町別	施行日	市町別
H23. 4. 1	市 貝 町	H23. 7. 1	茂 木 町
H23. 4. 1	那 須 烏 山 市	H23.10. 1	小 山 市
H23. 6.20	佐 野 市	H23.10. 1	那 珂 川 町
H23. 7. 1	大 田 原 市		

## ☆佐野市での暴力団排除条例の運用状況

佐野市暴力団排除条例では、祭礼からの暴力団排除条項が規定されており、昨年夏に行われた「さの秀郷まつり」の運営規則に、条例に基づき暴力団排除条項を挿入しました。

その結果、御輿の担ぎ手団体や露天出店者等から誓約書の提出を受け、まつりから暴力団を排除しました。

また、市内の中学校の生徒に対し、警察の協力を得て暴力団の恐ろしさや組員にならないよう講話を行っています。



さの秀郷まつりの状況

## ☆暴力団排除条例に基づく勧告事例

- 歓楽街の飲食店主が、何かのトラブルがあったら暴力団の助けを得ようとする目的で、暴力団に対し現金の供与をしていた事案で、飲食店店主と暴力団側にこれをやめるよう勧告した。
- 郵便局長が、近所にある暴力団事務所の組員に無料で駐車場を貸していたことから、これをやめるよう勧告した。
- 霊園を経営していた事業者が、暴力団の会長が実質的に経営する会社に霊園の管理を委託して現金を渡していたことから、これをやめるよう勧告した。
- 建設会社の経営者が、暴力団員を自社の従業員と偽り、健康保険料と厚生年金保険料を納付した事案で、これをやめるよう勧告した。

# 暴力団による悩み、困りごとは

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センターへご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

事務局 宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）午前9時～午後5時



## 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

### ●賛助会員証

#### ●賛助会費 年額（口数は、何口でも結構です。）

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付など、暴力団情報等の提供を行います。

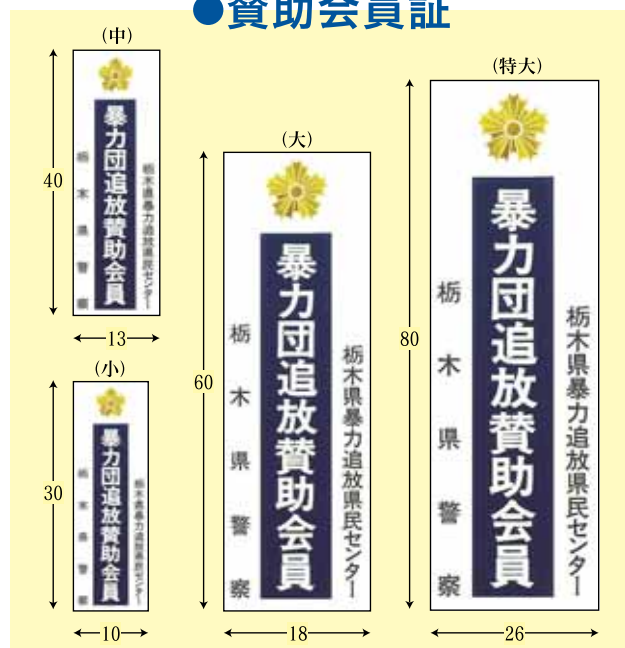
- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

### 事務局

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内  
公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電話／**028-627-2995**

FAX／**028-627-2996**



### 暴追とちぎ平成24年 1月号(通巻45号)表紙写真

### 輪王寺 大猷院 唐門の「白竜」



輪王寺大猷院は、徳川家光の墓所として承応2年（1653年）に完成したものです。煌びやかに装飾された6つの門があり、写真の白竜が睨みをきかす唐門は本殿・拝殿入り口の中心的な門で、白竜はその唐門欄間に彫られています。唐門は、国指定重要文化財に指定されています。

世界遺産登録記念フォトコンテスト入選作「白竜」

山岸静子 氏 撮影